

職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則をここに公布する。

平成19年12月25日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

### 鳥取県人事委員会規則第34号

#### 職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号。以下「条例」という。)の規定に基づき職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育施設)

第2条 条例第4条第6号の人事委員会規則で定める教育施設は、職員が当該教育施設における課程を履修することにより特に当該職員の公務に関する能力の向上に資する教育施設として、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得たものとする。

(自己啓発等休業の承認の申請)

第3条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書により行うものとする。

2 任命権者は、前項の申請について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対し、証明書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請)

第4条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(報告)

第5条 第3条第2項の規定は、条例第10条第1項の規定による報告について準用する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による自己啓発等休業の承認の申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。